

政策目標 7-1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

上記目標の概要	政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。 (上記目標を達成するための施策) 政 7-1-1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保 政 7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
-----------------------	---

政策目標 7-1 についての評価結果

政策目標についての評価 A 相当程度進展あり

評価の理由	東日本大震災等からの復興に加え、新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き存在する中、政府関係金融機関等による円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いましたが、適切な監督を引き続き行う必要があります。 施策 7-1-1 の評価は「s 目標達成」、施策 7-1-2 の評価は「a 相当程度進展あり」であるため、政策目標の評価を「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 政策金融の機能が適確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。 財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、新型コロナウイルス感染症への対応や震災対応において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施する等の必要なニーズに対して適切に対応しています。 また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適切な業務運営を確保するため、融資業務や調達等についても、各機関から受けた報告等の情報も活用しつつ、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が適切に機能しているかを検証する等の対応を行い、政策の効率的な実施に努めています。 (令和 5 年度行政事業レビューとの関係) ・ 新創業融資等実施事業 (日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金)

「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善

「本事業は、民間金融機関の活動等による外的要因を踏まえると、定量的な成果指標を設定することが難しいということは理解できるが、事業主体である日本政策金融公庫における融資事業の効果検証方法を把握するとともに、事業主管官庁としての政策効果を図る成果指標の設定を検討すること。スタートアップ育成5か年計画が重視するディープテック関連事業については、本事業によりカバーされており同計画の遂行に役立っているものと考えられるが、上乗せ金利減免の効果について検証すること。」との外部有識者の所見を踏まえ、事業主体である日本政策金融公庫における融資事業の効果検証方法を把握するとともに、事業主管官庁としての政策効果の測定について引き続き分析・検討を行うように努める。

「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善

外的要因の影響を受けるため、本事業に係る定量的な成果指標を設定することは困難であるが、各種貸付制度が事業者実際にどのように利用されているかを確認することは重要であることから、主務省として、今後も引き続き、事業主体である日本政策金融公庫における取組を適時適切に把握する。令和6年度概算要求についても、過年度までと同様に、融資実績・顧客の利便性・政府方針などを踏まえ、適切に対応した。（事業番号0049）

- ・ 中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金）

「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善

「本事業における適切な信用保証の規模は、経済状況や資金需要等の外的要因により変化するものであるため、定量的な目標設定が難しいということは理解できるが、市場における信用保証のニーズをモニタリングしつつ、事業の適正規模を図りながら中小企業等の資金調達の円滑化を図るととともに、事業主管官庁として本事業の執行機関の実施状況を監督するなど、制度全体としての効果測定について引き続き分析・検討を行うこと。」との外部有識者の所見を踏まえ、市場における信用保証のニーズをモニタリングしつつ、事業の適正規模を図りながら中小企業等の資金調達の円滑化を図るとともに、事業主管官庁として本事業の執行機関の実施状況を監督するなど、制度全体としての効果測定について引き続き分析・検討を行うよう努める。

「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善

引き続き信用保険・信用保証制度の利用実績等の詳細な実施状況を把握しつつ、その効果の測定・分析に努める。

令和6年度概算要求において、上記の取組を踏まえ、経済状況や過去の実績に照らして将来の利用状況を予測し事業の規模（令和6年度の保険引受見込額）を検討する。

信用保険の利用状況等を踏まえ、要求内容の見直しを行った。（事業番号0050）

- ・ 危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金）

「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善

「本事業は、危機対応業務という性格から、定量的な目標設定が難しいということは理解できるが、実施プロセスについての検証に資する定性的な目標を検討すること。」との外部有識者の所見を踏まえ、運営体制が危機発生時に円滑に対応可能なものであるか、継続的にモニタリングを実施し、必要に応じて実施プロセスの改善に努める。

「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善

政策目標の円滑な達成に向け、適切に運営されているか、継続したモニタリングを行うこととする。また、金融秩序の混乱や大規模な災害、感染症等による被害に適切に対処するため、必要に応じて実施プロセスの見直しを行い、改善に努める。（事業番号0051）

施策	政 7 - 1 - 1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政7-1-1-B-1: 中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化		
	目 標	中小企業等の資金繰り支援事業の実施を確保します。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。 (目標の設定の根拠) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)等を受けて、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を令和4年度から引き続き実施しました。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等への資金繰り支援策として、経済環境の変化を踏まえ、金利引下げ幅の縮小等、コロナ前の支援水準に戻しつつ、引き続き、日本政策金融公庫等において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナ対策資本金劣後ローン)」及び「セーフティネット保証4号・5号」等に係る特例措置等を講じました。 さらに、ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業等への資金繰り支援として、引き続き「経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)」の金利引下げを実施しました。 上記の施策を講じた結果、令和5年度における中小企業・小規模事業者への「新創業融資制度」による貸付の実績が1,331億円、「中小企業経営力強化法関連融資」による貸付の実績が304億円、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」による貸付の実績が12,031億円(※)、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナ対策資本金劣後ローン)」による貸付の実績が1,352億円、「セーフティネット貸付」による貸付の実績が2,622億円、「創業関連特例保険」の保険引受額は1,996億円、「新型コロナウイルス感染症関連の保険」の保険引受額が47,091億円になりました。 また、令和5年度は危機対応業務の認定事案が全て終了しており、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等の実績はありませんでしたが、今後新たに発生しうる危機事案に備え、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための態勢を確保しました。 上記実績のほか、東日本大震災等からの復興のための措置に係る体制を確保しました。東日本大震災については、日本政策金融公庫において、 ① 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続 ② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施 等の措置を講じ、令和6年能登半島地震については、「令和6年能登半島地震特	○

		別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」等を災害救助法の適用を受けた新潟県、富山県、石川県及び福井県の市町村に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきました。 上記の施策を講じた結果、令和5年度においては、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が2億円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が421億円になるとともに、令和6年能登半島地震特別貸付の実績が31億円、保険引受額が37億円になりました。 上記のとおり中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について措置を講じ、また、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための体制を確保したため、達成度を「○」としました。 ※「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の実績は令和6年3月時点のもの。	
[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給の強化			
	目 標	成長資金の供給業務の実施を確保します。 (目標の設定の根拠) 「株式会社日本政策投資銀行法」、「成長戦略フォローアップ」及び「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会とりまとめ」等を踏まえ、民間の投資領域が限定的であることや地域における成長資金が不足していることなどから、成長資金の供給促進が必要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	日本政策投資銀行の特定投資業務(地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み)について、令和2年度に日本政策投資銀行において創設された「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の回復・成長を後押ししてきました。また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を踏まえ、令和2年度に創設された「グリーン投資促進ファンド」を通じ、グリーン社会実現に向けた取組を支援しました。さらに、令和4年度に従来の「DBJイノベーション・ライフサイエンスファンド」を改称し新たに設置された「DBJスタートアップ・イノベーションファンド」を通じ、スタートアップの創出・育成に向けた取組を加速しました。また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、令和6年2月から新たに「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」を重点分野として、重要物資等の供給力強化や物流インフラの強靱化・高度化等の取組を支援することとしました。これまでも「成長戦略フォローアップ」等において、民間からの成長資金の供給を促すため、政府関係金融機関等を積極的に活用するとされていることを踏まえ、特定投資業務を通じ成長資金の供給を促進してきたところ、より一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図りました。 特定投資業務を通じた、令和5年度における個別案件への投融資決定件数は38件(うち、DBJスタートアップ・イノベーションファンドは23件、新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドは1件、グリーン投資促進ファンドは1件、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化ファンドは1件)、共同ファンドへの支援決定	○

		件数は13件（うち、DBJスタートアップ・イノベーションファンドは11件）、共同ファンドからの投融資決定件数は170件になりました。また、特定投資業務を通じた、令和5年度における投融資決定額は668億円（うち、DBJスタートアップ・イノベーションファンドは136億円、新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドは150億円、グリーン投資促進ファンドは14億円、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化ファンドは150億円）、実投融資額は490億円になりました。 上記のとおり成長資金（資本性資金等）供給業務について令和5年度における特定投資業務の実績が出ていることから、達成度を「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	上記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響等に対応して、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について必要な措置を講じるとともに、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための態勢を確保したこと、また、成長資金（資本性資金等）供給業務について令和5年度における特定投資業務の実績が出ていることから、各測定指標に対する達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政7-1-1に係る参考情報

参考指標1：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移

（単位：億円）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	28,700	213,420	130,510	58,960	47,490
	農林水産事業	6,760	12,760	7,910	7,168	8,190
	中小企業事業	15,950	164,850	62,850	34,150	27,900
沖縄振興開発金融公庫		1,681	11,555	5,640	2,951	2,332
株式会社国際協力銀行		27,216	34,000	27,000	26,000	29,500

（出所）政府関係機関予算書、各機関資料

参考指標2：政府関係金融機関の融資実績・残高の推移（参考指標5「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績（創業・事業承継・再生支援）」を含む。）

①融資実績の推移

（単位：億円）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	21,464	91,640	24,115	18,570	15,972
	農林水産事業	4,840	7,058	5,008	5,579	4,693
	中小企業事業	11,474	45,648	16,874	13,551	11,820
沖縄振興開発金融公庫		1,093	3,008	1,263	1,115	862
株式会社国際協力銀行		16,739	18,475	20,385	17,927	12,576

②融資残高の推移

(単位：億円)

		令和元年度末	令和２年度末	令和３年度末	令和４年度末	令和５年度末
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	71,784	128,429	126,963	121,564	112,120
	農林水産事業	31,961	34,854	35,517	36,709	36,853
	中小企業事業	52,081	82,181	84,327	83,657	78,864
沖縄振興開発金融公庫		8,641	10,320	10,428	10,667	10,197
株式会社国際協力銀行		132,322	136,252	148,344	156,739	165,071

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

参考指標３：政府関係金融機関の金利の推移

(単位：％)

			R2. 3. 31	R3. 3. 31	R4. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31
（株）日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	1. 91	1. 86	1. 82	1. 95	1. 95
		特利	1. 01	0. 96	0. 92	1. 05	1. 05
		①～③	～1. 51	～1. 46	～1. 42	～1. 55	～1. 55
	農林水産事業	農業基盤整備	0. 25	0. 45	0. 65	1. 15	1. 25
	中小企業事業	基準利率	1. 11	1. 11 ～1. 14	1. 07 ～1. 15	1. 20 ～1. 40	1. 30 ～1. 50
		特利 ①～③	0. 30 ～0. 71	0. 30 ～0. 74	0. 30 ～0. 75	0. 55 ～1. 00	0. 60 ～1. 10
沖縄振興開発金融公庫		基準利率	0. 41 ～1. 80	0. 44 ～2. 05	0. 60 ～2. 20	0. 80 ～2. 65	0. 90 ～2. 75
株式会社国際協力銀行		輸出	0. 83	0. 96	1. 07	1. 40	1. 72

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 各機関の金利水準は一例。

参考指標４：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	7年2か月	10年0か月	9年8か月	9年0か月	8年4か月
	(生活衛生分)	9年10か月	10年9か月	10年9か月	10年0か月	9年7か月
	農林水産事業	13年0か月	12年4か月	13年1か月	12年8か月	12年11か月
	中小企業事業	9年5か月	10年1か月	10年5か月	9年11か月	9年5か月
沖縄振興開発金融公庫		14年6か月	13年2か月	14年0か月	16年4か月	13年4か月
株式会社国際協力銀行		12年3か月	11年5か月	8年7か月	10年2か月	12年7か月

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注１) 貸付金額による加重平均。

(注２) 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の計数は教育資金一般貸付、恩給担保貸付を除く。

参考指標５：危機対応業務の実施状況（中堅・大企業向け）

(単位：億円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
貸付額（計）		25	22,489	2,801	308	—
	商工組合中央金庫	—	368	255	71	—
	日本政策投資銀行	25	22,121	2,546	237	—
損害担保（計）		—	1,505	1,999	157	—
	商工組合中央金庫	—	205	252	71	—
	日本政策投資銀行	—	1,300	1,747	86	—

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注１) 単位未満切り捨て。単位未満の実績がある場合は“0”、実績がない場合は“—”で表示。

(注２) 財政措置を同じくする貸付については重複計上しない。

(注３) 損害担保は、貸付けに損害担保契約を付したものである。

施策 政 7 - 1 - 2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施	
	目 標	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	○
「検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。 （目標の設定の根拠） 株式会社日本政策金融公庫法等、各政府系金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を行う必要があるためです。		
令和5年度は、3機関に対して、「令和5事務年度 検査基本方針及び基本計画」に則り、関係法令・規程等に基づき、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、財務の健全性、政策目的に沿った適切・適正な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が確保されているかを検証しました（参考指標1参照）。 特に、業務運営に大きな影響を与える業務管理上の態勢整備・機能に重点を置いた検証を実施し、業務運営の問題やその発生の原因等について、金融機関と議論を展開しました。 なお、検査の実施に当たっては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、金融機関の法令等遵守態勢等に関し、オフサイトモニタリングの情報等の充実を図りそれを活用しながら、効果的・効率的な検査を行いました。 さらに、法令等遵守態勢等に関する検査結果を踏まえて、金融機関の業務運営体制の改善を図りました。これらの取組に当たっては、双方向の議論により問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努め、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図りました。 また、上記のほか、財務状況やリスク管理状況等に関する報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施する等、財務の健全性及び適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。 上記のとおり、「令和5事務年度 検査基本方針及び基本計画」等に則った検証を実施するとともに、被検査金融機関への深度ある検証を行うことができたことから、達成度を「○」としました。		
施策についての評価		a 相当程度進展あり
評価の理由	3機関に対して検査を実施し認められた態勢上の弱点等について、問題点の指摘を行いました。今後ともオフサイトモニタリングによる情報等の更なる充実を図り、効果的・効率的な検査に繋げていく余地があることから、測定指標に対する達成度が「○」であるものの、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。	

政 7 - 1 - 2に係る参考情報

参考指標 1：政府関係金融機関等への検査実績件数

（単位：件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	2	3	1	1	3

参考指標 2：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数

(単位：億円)

株式会社日本政策金融公庫					
国民生活事業	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,372	1,383	1,358	1,218	1,108
経常費用	1,469	1,520	2,904	1,729	2,283
経常利益	△96	△138	△1,545	△511	△1,175
特別損益	△4	△2	△1	△1	1
当期純利益	△100	△140	△1,546	△512	△1,174
農林水産事業					
経常収益	415	433	499	477	473
経常費用	415	432	499	476	472
経常利益	1	0	0	1	1
特別損益	△1	△0	△0	△1	△1
当期純利益	△0	△0	—	—	—
中小企業事業					
経常収益	3,763	2,769	2,831	2,551	2,474
経常費用	2,766	2,831	11,540	5,686	3,673
経常利益	997	△62	△8,709	△3,135	△1,198
特別損益	△0	△1	△1	△1	△0
当期純利益	996	△63	△8,710	△3,136	△1,199
沖縄振興開発金融公庫（行政コスト計算財務書類）					
業務収入①	△107	△101	△91	△84	△80
業務費用②	113	109	124	138	156
業務費用合計（①＋②）＝③	6	8	34	55	75
機会費用④	0	0	1	3	6
行政コスト（③＋④）＝⑤	6	8	35	58	81
株式会社国際協力銀行					
経常収益	4,769	4,820	2,837	3,099	6,572
経常費用	4,240	3,652	2,395	2,952	4,973
経常利益	529	1,167	442	148	1,599
特別損益	0	0	0	0	0
当期純利益	529	1,168	442	148	1,599

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類は、平成13年6月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

(注2) 沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類において△（マイナス）は、国民負担が生じていない状態を表す。

参考指標 3：政府関係金融機関の延滞率の推移

(単位：%)

		令和元年度末	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	1.66	0.84	0.75	1.04	1.81
	農林水産事業	0.30	0.32	0.48	0.58	0.43
	中小企業事業	1.26	0.82	0.77	0.86	1.00
沖縄振興開発金融公庫		0.41	0.25	0.26	0.38	0.58
株式会社国際協力銀行		1.40	1.33	1.74	1.64	1.46

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 延滞率＝（弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100）

評価結果の反映	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」(令和5年11月2日閣議決定)等に基づき、コロナ禍を乗り越えたものの、物価上昇の影響により、依然厳しい状況にある中小企業等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」やセーフティネット貸付の金利引下げ等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施するほか、令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、「令和6年能登半島地震特別貸付」等を継続いたします。 危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を円滑かつ適切に実施できる体制の確保に努めます。 さらに、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。 令和7年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和3年度	4 年度	5 年度	6 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	61, 653, 004	60, 686, 494	60, 484, 652	60, 343, 520
		補正予算	△2, 415	21, 197, 978	5, 098, 696	
		繰 越 等	5, 783, 340, 000	60, 000	N. A.	
		合 計	5, 844, 990, 589	81, 944, 472	N. A.	
	執行額（千円）	5, 196, 956, 075	78, 816, 856	N. A.		
(概要)						
株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営及び危機対応円滑化業務に必要な経費						
(注) 令和5年度「繰越等」、「執行額」等については、令和6年11月頃に確定するため、令和6年度実績評価書に掲載予定。						

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」「フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定) 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和5年2月10日変更)
---------------------------	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額（補正額）」（財務省）等
-----------------------------------	--

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。 また、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）等に基づき、中小企業・小規模事業者について、新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施したほか、ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業への資金繰り支援として、セーフティネット貸付の金利引下げを継続しました。 危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を円滑かつ適切に実施できる体制の確保に努めました。 さらに、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。 令和6年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めました。
------------------------	---

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	令和6年6月
-------	-----------	----------	--------